

次期富津市地域公共交通計画策定に向けた調査・分析等業務委託プロポーザル審査委員会設置要領（案）

（設置）

第1条 次期富津市地域公共交通計画策定に向けた調査・分析等業務（以下「業務」という。）に係る提案採用者の決定を厳正かつ公正に行うため、次期富津市地域公共交通計画策定に向けた調査・分析等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- （1）提案者等の選定及び評価に関すること。
- （2）提案内容の審査及び提案採用者の決定に関すること。
- （3）その他プロポーザル方式の実施に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び4名の委員をもって組織する。

2 委員は、富津市地域公共交通会議（以下「公共交通会議」という。）の会長が指名する者とし、委員長は、委員の中から互選とする。

（委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を処理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、公共交通会議の会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、必要に応じて委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 前項の場合において、委員は、自らが会議に出席できないときは、委員以外の者に会議に係る権限を委任し、出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、委員長は、会議を招集する必要がないと認めるとき、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるときその他やむを得ない事情が

あると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

6 会議は、非公開とする。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(審査結果の公表)

第8条 第2条第2号に規定による審査の結果は、契約締結後、次に掲げる事項を富津市ホームページで公表するものとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由(審査結果等)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、公共交通会議の事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年5月26日から施行する。